

意見の概要及び意見に対する市の考え方（考慮した結果及びその理由）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
1	<p>市内の公共施設、商業施設、企業等の問い合わせ先にファックス番号を付けて下さい。</p> <p>手話通訳者派遣申請は、ろう者と意思疎通を図る為に、聞こえる人からも可能だという事を周知して下さい。</p>	<p>市のホームページには、各施設の「問い合わせ先」として各課のファックス番号を掲載していますが、現在、掲載していないものや市役所からのお知らせ等につきましては、これからも周知に努めます。</p> <p>また、市民及び事業者へも、ろう者への合理的配慮として、ファックス番号掲載等の協力を働きかけていきます。</p> <p>市が行う手話通訳者の派遣は、聴覚障がい者等との意思疎通を円滑にすることを目的としていますので、「聞こえる人」からの申請も可能であることの周知に努めます。</p>
2	<p>日田市がようやく手話言語条例を制定すると聞き、たいへん嬉しく思います。</p> <p>①前文 平成23年(2011年)改正の「障害者基本法」平成31年(2019年)制定の「日田市障がいによる……条例」を基に様々な施策に取り組んだことと思います。しかし、「手話が日常の様々な…社会の実現には十分至っているとは言えない。」とあります。この実態をどう分析・検証してきたのでしょうか。これまで以上に推進するための手立てをどう考えているのでしょうか。</p> <p>②第1条「市の施策の基本となる事項等を定める。」とあります。具体的な取り組みをある程度想定していると思います。お知らせください。</p>	<p>「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」制定後、広報や講座などで合理的配慮の周知を行ってきました。</p> <p>しかし、ろう者の方に生活する中での困りごとを確認したところ、「窓口で名前を呼ばれたが、掲示板などがなかったのでわからなかった」や「筆談で説明してもらえると助かる」などの意見があり、日常生活の中での配慮が十分いきとどいてないことがわかりました。</p> <p>そこで、ろう者が不便や不安を感じることなく暮らすことのできる社会の実現をこれまで以上に推進するため、ろう者や関係団体との意見交換を行い、手話への理解と手話の普及に必要な支援をとともに考え、取り組んでいきます。</p> <p>施策の基本となる事項は、「日田市障がい者計画」や「日田市障がい福祉計画」の中で、第6条(施策の推進)の5項目の施策を具体的に定め実施していきます。</p> <p>具体的な取り組みとしては、計画にも定めている「手話講座の開催」や医療機関の受診や会議、講演会等での手話通訳や要約筆記を行う人などを派遣する「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」、手話通</p>

③第4条「必要な施策を推進する」とあります。現在取り組んでいることと、今後想定される取り組みをお知らせください。

④第5条「ろう者への合理的配慮」とは、どのようなことでしょうか。

⑤第6条の文では「市が市町村障害者福祉計画を策定する」と読めますがそう捉えてよいのでしょうか。平成18年（2006年）以降、様々な計画を立て取り組んできたようですがその成果と課題をお知らせください。

また、第6条の文はあまりにも分かりづらく一度読んだくらいではとても理解できません（私だけかもしれませんが）こんな私にも分かりやすい文章表現はできないでしょうか。

⑥第7条「意思疎通の支援を…講ずる」とありますが、これまでどのような支援を行い、今後、新たに必要となる支援は何かをお知らせください。

訳者を市役所内に配置して、手話や筆談による相談の支援を行う「手話通訳者設置事業」、「手話奉仕員を養成する研修事業」等です。

現在の取り組みは、②で説明している事業です。

今後は、これまでの取り組みを充実・拡大することや、ろう者と関係団体等との意見交換を重ねる中で新たな取り組みを考えていきます。

「ろう者への合理的配慮」の例としては、「筆談、手話、コミュニケーションボードなどの目で見分ける方法を用いて意思疎通を行う」ことや、「字幕や手話などの見やすさを考慮して座席配置を決める」こと、「窓口で順番を知らせるときには、アナウンスだけでなく身振りなどによっても伝える」などがあります。

市では、「日田市障がい者計画」「日田市障がい福祉計画」に、手話による意思疎通の支援の提供方法等を定め実施しています。特に市役所内外での手話通訳では、ろう者の福祉の向上に寄与できたと考えます。今後の課題は、「障がい」への理解を推進し、合理的配慮の提供が日常的に図られるよう、市民や事業者の方と協働で取り組んでいくことです。

この条例は、市の考え方や方向性を示すものとしてありますので、第6条では、「施策の推進」の方向性を定め、具体的な内容につきましては、障がい者計画などで示してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

これまでの災害時の支援としては、避難所での連絡事項はできるだけ文字で掲示し、避難所に職員が持参するマニュアルには、大分県聴覚障害者災害情報保障対策委員会作成の「聞こえない人の防災・支援マニュアル」を常備し、対応する職員の意思疎通の支援の啓発に努めるなど行ってきました。

今後は、災害時に手話通訳者等が派遣できる体制づくりを行うことや、指さしボードなどを活用して、多くの方が意思疎通の支援ができるよう啓発していくことが必要となります。

	<p>PDCA サイクルで活動を継続的に改善していることと思いますが、日田市の現状を見ると首をかきげます。</p> <p>どうか、日田市手話言語条例が絵に描いた餅にならぬよう願うばかりです。</p>	<p>本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話を使って地域で安心して暮らすことができることを目指し制定するものです。</p> <p>また、市民や事業者の方に義務を課すものではありませんが、条例の目的の実現に向けては、市だけでなく、市民や事業者の方々の協力が必要ですので、ご協力お願いいたします。</p>
3	<p>①自分が家族の急病で救急車に同乗した時にろうあの方だったら、隊員と緊急時の会話を短時間でできるのかなあと心配になりました。</p> <p>②買い物中に火災報知器が誤作動で小さなスーパーの店内に鳴り響いた時に店員さんが大丈夫だからと説明をしてくれましたが、ろうあの方がいたら、このやりとりを知らないままだったと思うし、避難口も分かりにくいし、確認しないままで危機感をかんじなかったんだろうなと思いました。</p> <p>③買い物でうっかり置き忘れをすると、店員さんや他のお客さんから、「忘れてますよ」とか「落としましたよ」と親切に教えてくれる時がありますが、ろうあの方は気づくのに遅くなり、忘れ物や落とし物をあきらめているのではと思いました。</p>	<p>ろう者が、緊急時や日常生活の中で不便や不安を感じることがないように、市民や事業者の方に、「障がい」への理解と「ろう者への合理的配慮」の周知を行い、「手話技術を持つ人材の養成」などにも取り組んでいきます。</p> <p>なお、ろう者の緊急時の連絡先として、「耳や言葉に障がいのある人」の緊急通報（110番、119番）用のファックスやメールの番号がありますので、引続き、市のホームページに掲載する等、周知に努めます。</p>
4	<p>条例の制定で取り入れて頂きたいのは {広報活動・手話学習・手話参加} の充実を図って欲しいです。日田市で手話が広がって行く事が大切大事です</p> <p>「小中高校」で積極的に学習の場を設けて欲しいです。</p> <p>手話して行くにあたり予算を作って下さい。</p>	<p>市では、現在も「ふれあい宅配講座：簡単な手話講座」を市内の高校等からの申込で行っております。</p> <p>条例制定後は、手話への理解が広がるよう関係部署へ働きかけるとともに、子どもたちが手話の学習をする機会を増やせるよう、事業の拡充に努めていきます。</p> <p>これまでも「手話通訳者の派遣事業」や「手話奉仕員養成研修事業」などの予算化をしています。今後も、この条例に関する施策を推進するため、必要な予算は計上していきます。</p>

5	<p>手話言語条例の市の責務で、情報提供の環境整備・ろう者が地域の中で手話でコミュニケーション手段を利用する事が出来る環境の整備という文言を追加して欲しいと思います。</p> <p>また、条例は理念なので、この条例に基づいた予算をきちんと計上して頂き絵に描いた餅にならないようにして頂きたいです。</p>	<p>「情報提供の環境整備・ろう者が地域の中で手話でのコミュニケーション手段を利用する事が出来る環境の整備」につきましては、第6条の（施策の推進）「(1)手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策(2)手話による情報発信及び情報取得に関する施策(3)手話による円滑な意思疎通の支援に関する施策(4)手話技術を持つ人材の養成」で環境整備に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。</p> <p>また、地域の中で手話を利用できるためには、市民や事業所のご協力が必要ですので、「障がいへの理解」や「ろう者への合理的配慮」の周知及び「手話技術を持つ人材の養成」などに取り組んでいきます。</p> <p>これまでも、予算が必要な事業は、予算化しています。今後も手話に関する施策を推進するための必要な予算は計上していきます。</p>
---	--	--